

被保険者証は大切に 被保険者証の一斉更新

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証は、8月に更新されます。

新しい被保険者証は、7月末日までに書留郵便で郵送されますので、8月1日(日)からご使用ください。

また、有効期限を過ぎた被保険者証は市役所に返却するか、破棄してください。

1人1枚のカード式で携帯に便利ですが、紛失する方も増えています。紛失した場合も再発行できますが、重要なものですので大切に管理してください。

●新しい被保険者証の色
●国民健康保険Ⅱサーモン色
●後期高齢者医療保険Ⅱ草色
●新しい被保険者証の有効期間

マイナンバーカードの受け取りはお早めに

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)からマイナンバーカード未取得者向けにQRコード付き申請書の送付を始めたところ、マイナンバーカードの申請や受け取り予約が急増しています。

今後、マイナポイント申込期限の9月末に向け、カード受取窓口の混雑が予想されます。交付通知書がお手元に届きましたら、早めに受け取り場所、日時を予約の上、ご来庁ください。



住居確保給付金(家賃扶助)のご案内

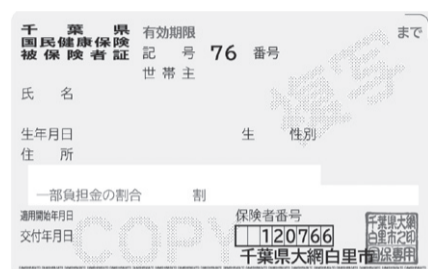
離職・廃業後2年以内で離職・廃業前に主たる生計維持者であった方、新型コロナウイルスの影響でやむを得ない休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある方、住居を失った方または失う恐れのある方は、誠実に

受給を希望する方は、社会福祉課または市生活相談センター(とへ)相談ください。

●市生活相談センター
0475(77)8770
●社会福祉課社会福祉班
0475(70)0330



かつ熱心な就労活動を行うことを条件に、3か月を限度(一定条件により延長可)として住居確保給付金が受給できます。



▲国民健康保険被保険者証



▲後期高齢者医療被保険者証

限8月1日(日)から1年間
※短期被保険者証は除く。
●市民課国民保班

●市民課高齢者医療年金班
0475(70)0336

▼受取場所Ⅱ市民課・白里出張所

※マイナンバーカードの受け取りは、予約制となっております。予約可能時間、予約先等は、交付通知書に同封の予約案内をご覧ください。
※市民課では、毎月最終(日)を

開庁してありますが、マイナンバーカードの申請急増に伴い、臨時窓口を追加で開設します。開設日は、市ホームページをご覧ください。
●市民課市民班
0475(70)0340

9月30日(木)まで マイナンバーカードで「マイナポイント」の申し込みができます

令和3年4月末までにマイナンバーカードの交付を申請した方は、自身が選んだキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物をする25%(上限5,000円分)のポイントがもらえます。

ポイントをもらうためには事前に申し込みが必要です。
●マイナンバーカードの読み取り(利用者証明用電子証明書)

①マイナンバーカード
②マイナンバーカード取得時に設定した数字4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書)

無戸籍でお困りの方へ

「無戸籍」とは、何らかの理由で出生の届出がされないために、子が戸籍に記載されず、戸籍が無い状態をいいます。無戸籍の方は、戸籍や住

民票が無いために各種行政サービスを受けられず、社会的に不利益を受ける場合があります。そのようなことで困っている方、あるいは、そのよ

ねんきんナビ 国民年金保険料の免除申請を受け付けています

国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。保険料の未納が続くと、万一の障がいや死亡といった不慮の事態の際に障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますのでご注意ください。

令和3年度の免除等は、7月1日から受け付けています。対象期間は、令和3年7月～令和4年6月となります。また、免除については、過去2年(申請月の2年1か月前の月分)まで申請ができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたことなどにより未納期間がある方は、市民課高齢者医療年金班または年金事務所で手続きを行ってください(郵送による申請も可能です)。

▶申請に必要なもの=本人確認できるもの、基礎年金番号が分かるもの
※失業等で申請を行う方は、雇用保険受給資格者証(雇用保険被保険者離職票)等を持参してください。

▶「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と未納の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予(※3) (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に	含まれる	含まれる	含まれる(※2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に	含まれる	含まれる(※1)	含まれる(※1・2)	含まれない	含まれない

※1 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります(平成21年4月以降の免除期間)。

- ・全額免除の場合=2分の1
- ・4分の3免除の場合=8分の5
- ・半額免除の場合=4分の3
- ・4分の1免除の場合=8分の7

※2 一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

※3 平成28年7月1日より、納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がった場合は国民年金保険料の免除申請が可能です。詳細は問い合わせください。

●市民課高齢者医療年金班 0475(70)0336
●市民課高齢者医療年金班 043(242)6320

傷病手当金の適用期間を延長 します

新型コロナウイルスに感染した、または感染が疑われ、療養のために連続4日以上仕事をすることができなかった方に傷病手当金を支給しますが、さらに、7月1日から9月30日(木)の間においても引き続き同様の支援を行います。

ただし、給与の全部または一部を受けることができる場合は、傷病手当金の支給額が調整される場合や、支給されない場合があります。

●新型コロナウイルスに感染した方
●発熱等の症状があり、感染が疑われる方
●療養のために仕事をすることができない方

●支給対象日数Ⅱ仕事をすることができなくなった日から起算して4日目以降に仕事をすることができなかった期間のうち就労を予定していた日数
●支給額Ⅱ直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象日数(上限があります)

●適用期間Ⅱ令和2年1月1日から令和3年9月30日(木)の間で療養のために仕事をする

ことができなかった期間(入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで)
●提出書類Ⅱ別表のとおり
●市民課国民保班 0475(70)0334
●市民課高齢者医療年金班 0475(70)0336

別表 提出書類

国民健康保険に加入の方	後期高齢者医療保険に加入の方
国民健康保険傷病手当金申請書	後期高齢者医療傷病手当金支給申請書
①世帯主記入用	①被保険者記入用(様式第29号の2)
②被保険者記入用	②被保険者記入用(様式第29号の3)
③事業主記入用	③事業主記入用
④医療機関記入用	④医療機関記入用

※対象者によって必要な申請書が異なりますので、事前にご相談ください。
※申請書は市ホームページに掲載しています。
※郵送でも受け付けます。

●市民課戸籍班 0475(70)0341
●市民課戸籍班 043(302)1316
●市民課戸籍班 0475(70)0341
●市民課戸籍班 0475(70)0341

●市民課戸籍班 0475(70)0341
●市民課戸籍班 0475(70)0341

●市民課戸籍班 0475(70)0341
●市民課戸籍班 0475(70)0341

●市民課戸籍班 0475(70)0341
●市民課戸籍班 0475(70)0341